平成２２年（フ）第３９７号
兵庫県姫路市花田町小川516番地１　市営上野住宅１―124、従前の住所兵庫県姫路市砥堀32番地１
債務者　岸本　直寛
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０４号
兵庫県姫路市北条252番地12　北条住宅８棟45号
債務者　松田　記世
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１３号
兵庫県相生市緑ケ丘２丁目12番24号
債務者　才原久美子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９７７号
広島市佐伯区五日市町大字上河内822番地の23
債務者　坂根　悦美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６４号
広島市安佐南区川内５丁目５番８号　ハイカムール宮本ⅡA102
債務者　松本あゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９８号
広島県東広島市西条町助実７番地50
債務者　岡野　保昭
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６１号
広島市安芸区船越南３丁目14番５号
債務者　高橋　　新
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０６号
広島市西区庚午中４丁目18番27―101号
債務者　押尾　忠良
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１５号
高知市大津乙965番地１　ロイヤルマンション501
債務者　栗尾　一公
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７０号
高知県南国市西山744番地
債務者　竹村　純子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８３号
北九州市小倉北区吉野町２番14号　崎田アパート２号
債務者　服部　清子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８６号
北九州市戸畑区中原西１丁目７番10―509号
債務者　大嶋　辰美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９５号
北九州市小倉北区金田１丁目１番５―207号
債務者　井手口輝夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９８号
北九州市小倉南区朽網西５丁目８番18―205号
債務者　小谷　由嘉
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０１２号
北九州市門司区矢筈町３番21号
債務者　吉田　展子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２６号
北九州市八幡西区茶屋の原２丁目14番１号
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２７号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目６番８―508号
債務者　岩﨑　政代
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部